

佐賀県告示第 409 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

平成 27 年 9 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「angel（販売名が Angel であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「devil（販売名が Devil であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「NURE NURE 姫（販売名がヌレヌレ姫であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「N Phantom（販売名が Nphantom であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「BIN BIN 丸（販売名がビンビン丸であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「悟」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「禅」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「秘密」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「BLIZZARD（販売名がブリザードであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE FLASH（販売名がラブフラッシュであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Sapphire（販売名がサファイアであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FLASH（販売名がスーパーフラッシュであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「誘」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「乱」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- （「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため